

平成29年度事業計画

基本方針

定款に掲げる「植物調節剤（除草剤、植物成長調整剤及び植物の生育調整資材）の利用開発の試験研究を促進し、あわせてその成果の普及を通じて、農作物生産性の向上及び安定化と農作業の省力化を図り、農業の持続的発展並びに環境保全、食の安全に寄与する」ための事業を推進する。

1. 植物調節剤の検査・検定事業

(1) 植物調節剤の薬効・薬害試験

植物調節剤の薬効・薬害試験（適用性試験）については、委託者が当協会の定める「委託試験申請書」に必要事項を記入して申請し、その内容について相互に協議し、作成された「試験設計書」に基づき適用性試験を実施する。

試験は当協会の研究所や試験地で実施するほか、一部を都道府県試験研究機関等にも委託し、実用性及び適正な使用方法について検討する。農業取締法に定める農薬登録のための資料として委託者に報告するため、有識者による会議において、実施された試験の適正さを評価するとともに、薬剤の実用性を審査し、使用基準等を取り纏める。

なお、試験データは試験成績書として賛助会員に配布し、実用性に関する判定結果及び使用基準等は、機関誌、ホームページにおいて公表する。

水稻除草剤については、適用性試験の結果を基に有識者による会議において実用性及び適正な使用方法について検討するとともに、適用地域、作期、土壌条件などの使用条件を含む「技術指標原案」を作成する。

今年度は水稻作（203 剤）、畑作（29 剤）、麦等の冬作（13 剤）、野菜・花き（25 剤）、果樹（6 剤）、草地飼料作（2 剤）、芝（22 剤）、緑地管理分野（39 剤）を受託し、供試薬剤の実用性を判定する適用性試験を実施する。

水稻作においては、直播一発処理剤の区分を新設する。

(2) 植物調節剤に関する基礎的な作用特性試験

新たな植物調節剤の適用性試験に向けて、薬剤の作用特性に関する基礎的な試験（作用特性試験）を受託し実施する。

試験として、適切な使用時期・使用量等の設定に資する薬効・薬害、土壌中の残効性、土壌中の移動性、薬剤の吸収部位や温度反応等を検討する。

今年度は、水稻作分野について1 薬剤を実施する。

(3) 植物調節剤の残留量分析試験

植物調節剤の作物、土壌並びに田面水中における残留量分析試験を受託し実施する。

作物残留試験（マイナー作物を除く）は、農薬G L P（Good Laboratory Practice 優良試験所規範）制度に沿って実施する。分析試料の採取・調製試験は当協会の研究所や試験地で実施するほか、一部を都道府県試験研究機関等にも委託する。採取された試料の残留分析試験は当協会の研究所で実施するほか、一部をG L P認可の分析機関に委託する。試験結果は、農薬登録のための薬剤の残留性に関する資料として委託者に報告する。

今年度は作物残留試験を23剤（うちマイナー作物4剤）、土壌残留試験を1剤実施する。

(4) 植物調節剤の永年蓄積残留量分析試験

同一薬剤を永年使用することによる土壌中の蓄積残留性と土壌環境影響に関する調査研究を行い、普及された植物調節剤の環境への影響を評価し、委託者に報告する。

（今年度は2剤について、11年目と21年目の試験を継続する。）

(5) 検査・検定事業の運営と体制強化

薬効・薬害試験及び残留量分析試験の試験精度の向上及び円滑な運営を図るために事業推進会議、試験設計会議等を開催する。北海道試験地、古川試験地、岡山試験地、福岡試験地を新たに北海道研究センター、古川研究センター、岡山研究センター、福岡研究センターとして整備・強化する。

2. 植物調節剤の研究開発事業

(1) 基盤研究課題

植物調節剤の試験方法、雑草の発生実態と防除、植物成長調整剤の有効利用法、植物調節剤の環境動態と環境影響に関する基盤的な研究を推進する。

今年度は、新たな除草剤抵抗性雑草の防除、特定外来植物の防除、水稲用除草剤のノビエに対する残効性の解析等の研究を行う。

(2) 重点研究課題

現在問題になっている、あるいは将来予想される新たなニーズに対する重要な課題についての研究を重点的に推進する。

① 水稲直播栽培における雑草防除技術の確立

直播栽培は稲作の低コスト化、大規模化に必須の技術であるが、その普及拡大に当たっては、水稲に安全で効果的な雑草防除技術の確立が不可欠である。

直播栽培は移植栽培に比べ雑草の要防除期間が長く、稲より雑草の進展が早いこ

とにより、除草剤の防除適期を逸し除草効果の低下を生じることが多い。そのため播種時に使用する前処理剤と入水後の後処理剤による体系処理での防除が必要となっている。そこで、湛水直播栽培における雑草防除のさらなる省力化のため、栽培期間中1回の除草剤散布で防除が可能な一発処理剤を開発する。

今年度は、これまでの連絡試験等の結果から一発処理が可能な処理時期、抑草期間などを整理し、有望な薬剤について適用性試験に新たな区分を設けて試験を実施する。

② 畑作における雑草一発防除技術の開発

畑作における雑草防除は、播種や定植の直後の土壌処理除草剤と中耕、培土や茎葉処理除草剤との組み合わせで行われているが、防除作業の煩雑さや降雨など気象条件により、適期防除を逸し、更なる防除が必要になることが少なくない。また、最近では防除タイミングが難しいアサガオ類、ホオズキ類などの帰化雑草が増加し、防除がますます困難になっている。

そこで、これまで、除草剤を利用して1回で防除する一発防除技術を確立することを目指し、異なる特徴を持つ除草剤の組み合わせや畦間・株間処理など新しい散布技術の導入を検討し、大豆栽培の雑草防除において一定の成果を得た。

今年度は、安定した散布精度の確認されたソリ型散布方式、ノズルにて現地試験を行い、一発防除を実証する。また、昨年につき、全面茎葉処理による一発防除技術を検討する。

③ 水稲作における問題雑草一発処理剤の開発

水田に発生する多年生雑草のうち、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイ等は、一般の雑草との発生時期の違いや、発生期間が長いことなどから防除が困難な問題雑草とされている。防除には、有効剤の体系処理が必要であるが、農業現場の諸事情により後処理剤の処理時期を逸すなど防除が徹底されず、発生個体数及び発生面積は年々増大している。

そこで、これらの難防除多年生雑草をも含めて1回の処理で防除が可能な問題雑草一発処理剤の開発を促進するため、平成25年度より適用性試験に新たな区分を設け試験を開始し、既に12剤が農薬登録された。

今年度は、農薬登録された薬剤について翌年の発生量低減効果や根絶効果などの現地実証を行い、問題雑草の発生する現地での普及促進に資する。

④ 水田における雑草発生実態の把握

雑草発生実態を把握することは、除草剤の選択及びその使用方法の選択に役立つ

だけでなく、新しい除草剤の開発に欠くことのできない情報である。

そこで、これまで3か年にわたり研究所及び試験地周辺農家圃場に発生する雑草の調査を行い、効率的で精度の高い調査方法を確立するとともに、発生動向を把握するために定点調査を行ってきた。

今年度は、本調査結果をとりまとめ、全国的な規模の調査に向けた資料を得る。

⑤ 水稲作における雑草イネ・漏生イネの防除技術の開発

近年、雑草イネによる赤米混入と新規需要米品種由来の漏生イネによる収穫物への異品種混入が問題となっている。これらはコメの品位規格に悪影響を及ぼし、水稲直播栽培普及の大きな障害となっている。そこで、水稲省力栽培技術の普及に向けて、雑草イネ・漏生イネの防除体系を確立することを目的として研究を行う。

今年度は、直播水稲栽培における雑草イネ、漏生イネ防除のため、代かき時の除草剤使用を組み込んだ防除体系について検討する。

(3) 受託研究課題

国・道府県及び独立行政法人等から委託された研究課題の研究を行う。

① 農林水産省委託プロジェクト研究「営農再開のための放射性物質対策技術の開発」

課題「除染後農地に関連した畦畔管理技術の確立」を担当し、抑草剤・除草剤を主体とした畦畔管理技術の開発と現地実証を行う。

② 農林水産省委託プロジェクト研究「多収阻害要因の診断法及び対策技術の開発」

課題「大豆の安定多収化に向けた生産技術の開発」を担当し、大豆の畦間雑草防除に用いる非選択性除草剤の効率的で精度の高い散布技術を確立する。

③ 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

課題「水稲直播栽培における雑草イネ・漏生イネの防除体系の確立と実用化」にて、雑草イネ・漏生イネ有効除草剤の作用特性の解明を行う。

雑草防除関係の課題について、国立研究開発法人、道府県、農薬メーカーなどと連携して積極的に競争的資金に応募する。

(4) 委託研究課題

植物調節剤の有効利用、雑草の生理・生態等の研究啓発を目的として、大学、国立研究開発法人、道府県の試験研究機関へ共同研究の一環として試験研究を委託し、実

施する。

3. 植物調節剤の普及啓発事業

(1) 植物調節剤の技術確認圃

農薬登録された植物調節剤の普及及びプロモーションを目的として、地域の適用性を確認する技術確認圃を受託し、各都道府県の普及機関に委託する。地域別に報告会を開催し、普及関係者に情報を提供する。

(2) 水稻除草剤の技術情報の公開

水稻除草剤の薬効・薬害試験（適用性試験）の成績概要、「地域技術指標原案」及び「地域技術指標」（メーカー任意）をホームページに公表し、都道府県における指導指針・基準の作成や、生産現場での適正使用に活用されるよう推進する。

(3) 植物調節剤の適正使用のキャンペーン

植物調節剤の適正な使用について、広く農業者や農業指導者等の関係者への周知を図るため、新聞、ホームページ等を媒体として啓発活動を行う。

今年度も水田に施用された除草剤の水田系外への流出を防ぎ、農薬による系外環境への負荷が回避されるよう農業者へ注意を促すため、「水田の適正な水管理」をテーマとして当協会の機関誌やホームページに掲載するほか、日本農業新聞には定期的に3回掲載する。

(4) ホームページの整備

当協会のホームページにおいて、技術情報として水田で問題となっている雑草、スルホニルウレア系除草剤抵抗性雑草とその防除、除草剤による外来植物の防除、水田における簡易なシバ畦畔の造成法など最近の話題を紹介するとともに、水稻問題雑草一発処理、直播水稻（表面播種：鉄コーティング種子）、雑草イネ、麦作問題雑草、抑草剤等に関する有効薬剤の最新の情報を提供する。

(5) 植物調節剤に関する研究会・講習会の開催

植物調節剤に係わる都道府県研究機関の研究者、普及指導員、農業関係団体、企業関係者及び農業者を対象に、新たに開発された植物調節剤の適正な使用方法や、試験方法についての研究会及び講習会を開催する。研究会・講習会は当協会単独あるいは関連する機関や学会との共催で開催し、文書やホームページで開催案内を広報する。

今年度は、シーズン前の春季に除草剤試験担当者を対象とした除草剤試験方法の研修会を研究所や九州支部で実施するほか、道府県研究機関の研究者を対象とした雑草生態及び除草剤試験に関する研修を中央農業研究センターとの共催で8月に実施する。

また、NEXCO、JR、電力会社等の植栽管理担当者も参集する緑地管理研究会、雑草学会支部との共催の関東支部雑草防除研究会、近畿中国支部研究会を開催する。さらに、農業関係団体からの研修の受け入れや、外部関係機関への講師の派遣を行う。

(6) 機関誌の刊行

植物調節剤に係わる農業関係の研究者、普及指導員、農業関係団体、企業関係者及び農業者を読者の対象として、機関誌「植調」第51巻1～12号を刊行する。各2,500部を官公庁、研究機関、関係団体及び植物調節剤の開発・普及に関わる企業等の関係各所に原則無料頒布する。

外部有識者を含めた編集会議を開催し、テーマに応じた特集号を企画するなど紙面の充実を図る。

今年度は、直播水稲における除草技術の発展、畦畔管理に関する話題、緑地管理場面における雑草防除技術、トルコギキョウの栽培体系と技術開発、ニホンナシの発芽不良の要因と対策等の特集記事を組む予定である。

4. 不動産の賃貸事業

- (1) 事務局建物の一部を賃貸し、その収益の一部は公益目的事業の円滑な遂行のために使用する。
- (2) 研究所千葉支所の施設の一部を研究用ラボとして貸し出し、その収益の一部は公益目的事業の円滑な遂行のために使用する。